

埼玉県訓令第三号

訓 令

本 庁
地 域 機 関

技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員の勤務時間等に関する規程（昭和四十四年埼玉県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

本則中「昭和四十四年埼玉県規則第六号」の下に「。次条第一項において「規則」という。」を加え、本則を第一条とし、同条に見出しとして「（勤務時間の割振り等の特例）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

（年次休暇の時季指定）

第二条 任命権者は、年次休暇（一の年において任命権者が与えなければならない年次休暇日数が十日以上である技能職員に係るものに限る。以下同じ。）の日数のうち五日については、当該年次休暇が付与された日から一年以内の期間に、技能職員ごとにその時季を定めることにより与えなければならない。ただし、規則第三条の規定によりその例によることとされる職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）第十一条第三項の規定による年次休暇を与えた場合においては、当該与えた年次休暇の日数（当該日数が五日を超える場合には、五日とする。）分については、時季を定めることにより与えることを要しない。

2 任命権者は、前項の規定により時季を定めて年次休暇を与えようとするときは、当該技能職員の意見を聴取し、その意見を尊重しなければならない。

3 一の年の中途において新たに技能職員となった者に係る第一項の規定の適用については、別に定める。

附 則

1 この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 この訓令の施行の際、四月一日以外の日が基準日（一の年における年次休暇を付与することとされている日をいう。以下この項において同じ。）である技能職員に係る年次休暇は、この訓令の施行の日後の最初の基準日の前日までの間は、改正後の第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。